

副業収入について

国の働き方改革により副業や兼業を促進する環境整備が進められています。今後、本業以外にも収入がある方が増えていきそうです。今までは1ヶ所の給与収入だけで年末調整により1年の所得を確定させていた方も副業収入を得ることで確定申告する必要性が出てくる場合があります。今回は会社員が副業する場合の副業収入と税金との関係性について簡単ご説明します。

副業の種類によりどのような所得になるのかの主な具体例

1. 空き時間にアルバイトをして得た所得・・・給与所得
2. 原稿執筆や芸能活動、講演活動で得た所得・・・雑所得
3. ネットオークション・フリーマーケット・アフィリエイト等で得た所得・・・雑所得
4. 不動産賃貸で得た所得・・・不動産所得

副業で確定申告が必要な場合（上記記載番号による）

●1について

給与収入を2ヶ所以上から受けている場合は確定申告が必要です。

●2.3について

いずれも収入や従事している時間、継続性において事業といえるほどでなければ雑所得になります。収入を得るためにかかった経費を差し引いた後の金額が年間20万円を超える場合は確定申告が必要です。

●4について

ワンルームマンションやアパートなどの賃貸用不動産を持っていて家賃収入がある場合です。修繕費用や不動産業者への手数料、賃貸用不動産の減価償却等の経費を差し引いた後の所得を申告します。